

第10期長野県高齢者プラン策定支援業務要求仕様書

1 件名

「第10期長野県高齢者プラン」（計画期間：令和9年度～11年度）の策定支援業務

2 目的

老人福祉法、介護保険法等に基づき策定する第10期長野県高齢者プラン（以下「高齢者プラン」という。）について、長野県の将来像や介護保険制度改正の動向等を的確に反映したものとするために必要な業務を行う。

3 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

4 委託内容

高齢者プランの策定に当たり、高齢者保健・医療・福祉関係者や利用者等から広く意見を聴くために設置する「第10期長野県高齢者プラン策定懇話会」（以下「懇話会」という。）での議論が深まるよう、資料収集や資料作成の支援を主に実施するものとし、具体的には次の業務を行う。

(1) 施策等検討に要するデータ収集・分析、資料作成

以下の関係情報から課題の抽出及び分析を行うとともに、懇話会に提出する資料等を作成すること。

- ・令和7年度に実施した長野県高齢者生活・介護に関する実態調査のデータ
- ・令和7年度長野県地域包括ケア体制構築状況「見える化」調査のデータ
- ・介護給付の実績データ
- ・「見える化システム」の活用により把握したデータ
- ・令和8年度に国が示す予定の指標により把握したデータ
- ・介護保険施設等の整備状況及び事業者数の動向
- ・国の政策並びに他都道府県及び県内市町村の先進事例・施策
- ・その他、施策等の検討に必要なデータ及び情報。

(2) 懇話会等の意見を反映した施策立案の支援

懇話会の議論、県民からの意見、パブリックコメント等のプランへの反映について検討を行うとともに、施策の体系化、プランの骨子・素案・プラン案の作成支援を行うこと。（懇話会の議事録の作成支援を含む。）

(3) 高齢者プラン作成の支援

ア 高齢者プラン起草から完成までの各段階において、高齢者プランの構成案、基本的な方向、基本目標、重点的な取組、施策の展開、達成目標等について専門的な観点から助言・提案を行うこと。

イ 高齢者プランの骨子、素案、プラン案、概要版、説明用資料等それぞれの段階で図表やレイアウト等の作成支援をすること。

(4) 成果品の作成

高齢者プラン素案（パブリックコメント用）、高齢者プラン、高齢者プラン概要版及び高齢者プラン説明用資料を成果品として作成し、提出すること。

(5) 関係資料の作成

本仕様書に定める委託内容について、付帯的に発生する関係資料等の作成を行うこと。資料の紙質、ページ数、作成部数等は、別途協議の上、詳細を決定する。

5 成果品及び納品期限等

本業務の成果品及び納品時期等は次のとおりとする。

(1) 成果品及び納期

ア 高齢者プラン素案（パブリックコメント用）

- ・ A4版 2色刷 フルカラー表紙 250 ページ程度 簡易製本（左綴じ、両面、2箇所ホチキス止め、背表紙あり） 計 50 部

- ・ ワード形式及びPDF形式のデータをCD-ROMに格納（ウイルスチェック済みのもの） 正副 1 枚

- ・ 納期：令和9年1月頃（別途指示する時期）

イ 高齢者プラン

- ・ A4版 3色刷 フルカラー表紙 240 ページ程度 無線綴じ製本（左とじ、両面、背表紙あり） 計 1,200 部

- ・ ワード形式及びPDF形式のデータをCD-ROMに格納（ウイルスチェック済みのもの） 正副 1 枚

- ・ 納期：令和9年3月31日

ウ 高齢者プラン概要版パンフレット

- ・ A4版 3色刷 フルカラー表紙 10 ページ程度（表紙を含む。） 中とじ（左とじ、両面、背表紙なし）製本 計 1,200 部

- ・ ワード形式及びPDF形式のデータ CD-ROMに格納（ウイルスチェック済みのもの） 正副 1 枚

- ・ 納期：令和9年3月31日

エ 高齢者プラン説明用資料

- ・ フルカラー 30 ページ程度 パワーポイント（2010 以降のバージョン）により作成 計 2 部

- ・ パワーポイントにより作成したデータをCD-ROMに格納（ウイルスチェック済みのもの） 正副 1 枚

- ・ 納期：令和9年3月31日

オ 上記イに使用したデータ

- ・ 表についてはExcel形式及びGIF形式、図についてはGIF形式

- ・ CD-ROMに格納（ウイルスチェック済みのもの） 正副 1 枚

- ・ 納期：令和9年3月31日

なお、成果品に使用する紙質、色等については、別途協議の上、決定する。

(2) 成果品の納品前の校正

文字校正及び色については、3回以上行うこと。

なお、県へ提出する校正原稿は、成果品で使用する紙質、印刷面、印刷色、印刷方法と同等のものとする。

(3) 納品場所

長野県健康福祉部介護支援課

(4) 委託業務完了届

成果品納入時に合わせて提出すること。

6 概ねのスケジュール（予定）

年 月	内 容	懇話会検討内容（想定）
8年8月	○第1回懇話会 ○県民からの意見募集	・国の基本指針 ・今後のスケジュール ・実態調査結果 ・介護保険制度改正 ・課題 ・今後の方向性について 等
9月	○第2回懇話会開催	・前期プランの進捗状況 ・次期プランの構成案等
10月	○第3回懇話会開催	・基本目標 ・重点的取組 ・施策展開（骨子） ・地域包括ケアシステムの構築状況（指標）
12月	○第4回懇話会	・高齢者プラン素案の検討
9年1月～	○パブリックコメント	
3月	○第5回懇話会 ○高齢者プラン策定	・高齢者プラン案の検討

今後の情勢により変更となる場合がある。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

本事業に関して作成した資料、成果品の所有権及び著作権は、原則として全て長野県に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、長野県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

8 その他

(1) 以下の事項を踏まえて高齢者プランを策定すること。

ア 「介護サービス基盤の計画的な整備」に係る以下の事項

- ① 2040年までの中長期的な地域の人口動態や介護サービス需要の見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- ② 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- ③ サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- ④ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備

を推進することの重要性

- ⑤ 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ⑥ 国において検討されている、中山間・人口減少地域における特例介護サービスの新たな類型の実施検討

イ 「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」に係る以下の事項

- ① 総合事業の充実化について、第10期計画に集中的に取り組む重要性
- ② 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ③ 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- ④ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- ⑤ 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ⑥ 認知症施策推進計画を踏まえた施策の推進
- ⑦ 高齢者虐待防止の一層の推進
- ⑧ 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- ⑨ 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- ⑩ 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- ⑪ 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第10期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- ⑫ 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- ⑬ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

ウ 「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進」に係る以下の事項

- ① ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ② ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- ③ 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- ④ 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- ⑤ 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- ⑥ 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- ⑦ 財務状況等の見える化
- ⑧ 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

エ 県が策定している総合5か年計画、医療計画、地域福祉支援計画、高齢者居住安定確保計画、障がい者プラン等との整合を図ること。

(2) 高齢者及び関係者のみでなく、広く県民に親しまれるプランの構成とすること。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して決定する。